

訪問介護・第1号訪問事業重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

様に対するサービス提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 S o u r a
法人の所在地	東京都文京区千駄木3丁目42番5号 セントラルヴィラ千駄木102号室
法人の電話番号	03-6821-1855
代表者氏名	代表取締役 勝部 望美

2 本事業所の概要

事業所の名称	ホームケアよすが飯田橋
事業所の所在地	東京都新宿区新小川町9-10新神楽坂ハウス210号室
事業所番号	訪問介護 1370406975 (令和4年6月1日指定) 第1号訪問事業 同上 (令和4年7月1日指定)
事業所が行っている他 障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
営業日 営業時間	月曜日～金曜日 9時～18時 (祝祭日、1月1日を除く)
サービス提供日 時間	1月1日を除く月曜日～日曜日 8時～19時 ※上記外の時間は、身体状況、生活状況に応じご相談をお受けいたします。
サービス提供地域	文京区、台東区、千代田区、荒川区、豊島区、新宿区
事業の目的 及び 運営方針	株式会社 S o u r a が開設するホームケアよすが飯田橋 (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業及び 第1号訪問事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保 するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所 の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令 で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状 態または要支援状態にある高齢者・事業対象者に対し、適正 なサービスを提供することを目的とする。

3 事業所の職員体制 (令和7年4月1日現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供 責任者	1	1	1.5	介護福祉士
ヘルパー	0 0	1 3	0.5 1.5	介護福祉士 初任者研修修了

4 提供する訪問介護・第1号訪問事業サービス

(1) 訪問介護・第1号訪問事業サービスの内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 (例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院外出介助等、自立的生活支援のための見守りの援助等
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、日常生活の援助を行います。 (例) 調理、洗濯、掃除、買い物、寝具の管理等
医療的ケア	医師の指示のもと、口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう・腸ろう・経鼻からの経管栄養等

※区独自基準サービスについては身体介護・医療的ケアを除く

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（電球の交換・窓の拭き掃除、庭の手入れやペットの世話等）

5 利用料金

(1) 訪問介護・第1号訪問事業基本料金

「契約書別紙」にてご説明いたします。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割負担になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担になります。

(2) 上記基本料金以外の負担金

「契約書別紙」にてご説明いたします。

(3) 保険外サービス（プライベートサービス）

介護保険では対応できないサービス（大掃除、庭掃除、散歩、墓参りなど）は、5分単位でご利用いただけます。

詳しい内容については、従業者又は事業所へお問い合わせください。

(4) 交通費

「サービス提供地域」として定める文京区、台東区、千代田区、荒川区、豊島区、新宿区における介護サービス利用については、交通費が無料となります。

それ以外の地域への介護サービス提供につきましては、事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(5) 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

(6) その他

介護サービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話、その他必要物品等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(7) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

利用前日 18 時までにご連絡いただいた場合	無料
利用前日 18 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の全額

※ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要とします。

※第1号訪問事業は、月額料金の為キャンセル料は発生しませんが、キャンセルの場合は、利用前日 18 時までにご通知してください。

(8) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌々月 15 日前後に請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の請求書と一緒にお渡しします。

支払方法	支払要件など
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の 27 日に利用者が指定する口座より引き落とします。

6 介護サービスの利用方法

(1) 介護サービスの利用開始

訪問介護計画・介護予防訪問介護計画書・介護予防訪問介護簡易計画書作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。まずは、お電話などでお申し込みください。

(2) 介護サービスの終了

①利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1 週間の予告期間をおいて文書でもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②利用者は、以下の場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ・事業者が、守秘義務に反した場合。
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念に逸脱する行為を行った場合。
- ・事業者が、事業所の廃止・縮小など、やむを得ない事情がある場合。

③事業者は、以下の場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが 1 カ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、15 日以内に支払わない場合。
- ・利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・利用者又はその家族が、従業者等に対して、暴力・暴言、その他人権侵害と受け取れる行動を行った場合。
- ・事業者が破産した場合。事業者が正当な理由なく介護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ①利用者が施設に入所した場合。
- ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ③利用者が死亡した場合。
- ④利用者が遠隔地へ転居した場合。

7 緊急時の対応方法

介護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、事前の打ち合わせに沿って、必要に応じ別紙「緊急連絡先一覧」をもとに速やかにご連絡します。

8 この契約に関する相談・苦情の窓口等

事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	矢野 寛樹
電話番号	03-6821-1855
受付時間	月曜日～金曜日 9時～18時（祝日、1月1日を除く）

事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	文京区役所介護保険課介護保険相談係
電話番号	03-5803-1383
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時 （祝日、年末年始を除く）

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都国保連合会苦情相談窓口専用
電話番号	03-6238-0177
受付時間	月～金曜日 9～17時（土・日・祝日を除く）

※個人の秘密は守られます。相談は無料です。

9 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者	矢野 寛樹
---------	-------